

第53回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
(持ち回り開催)

次 第

日 時：令和3年5月10日（月）

議 題

1. 本県における今後の対応について
2. その他

緊急事態対策期における対策（5月9日以降）について

令和3年5月8日

○対策期間：5月9日（日）～5月31日（月）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう協力要請
- 人が密集する屋内施設や店舗で集団感染が発生している状況に鑑み、当該施設等の利用にあたっては、感染対策の徹底について十分に確認し、対策が徹底されていない施設等の利用を厳に控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
 - 別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
 - 別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
 - 別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
 - 別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
 - 別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
 - 別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日、5月12日～5月31日）
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
 - 別添2（再掲）：業種別ガイドライン
 - 別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策

別添 8 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添 3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添 9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを要請
- 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添 10 (省略) : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添 11 (省略) : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 多くの集客が見込まれる県有施設等は休館・休園。他の県有施設等の休館・休園を含めた対応を検討。開館する場合は、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。

6. 香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策(令和3年5月9日~5月31日)

(別紙:「香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策(概要)について」)

7. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略):「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策（概要）

○ 香川県対処方針の対策期を「緊急事態対策期」に移行

対象期間 5月9日（日）～31日（月）

○ 県民への要請

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ・ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請

○ 事業者への要請

- ・ 飲食店に対する営業時間短縮の期間延長・強化

下記対象期間を通じてご協力いただいた飲食店に前回と同様、売上高に応じて協力金をお支払い。これに加え、支給額の1割を県独自に支援。

地 域 全県域

期 間 5月12日（水）～31日（月）

時 間 午前5時から午後8時までとすること

酒類提供は午後7時までとすること

感染防止対策の徹底を呼びかける巡回とあわせて、時短要請対象店舗の理解のもと、検査容器を配布し、当該店舗の従業員を対象に実施するPCR検査を促進（申込期間：5月12日（水）～31日（月））

- ・ 介護施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 大規模施設等への協力要請について、今後、検討

- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の臨時休園・休館の継続
(5月10日(月)～31日(月))

栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、
瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館

- その他

- ・ 県立学校の部活動の他校との交流停止

(練習試合・合同練習等)(県内・県外ともに)

(停止期間の延長：5月10日(月)～31日(月))

- ・ 飲食店感染防止対策認証制度(仮称)創設に向けた抽出調査等を実施

(5月12日(水)頃～)

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年 12月 8日改正
 令和3年 1月 8日改正
 令和3年 3月31日改正

令和3年 4月 3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月 8日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	239人程度以上（25人以上）	
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		”（重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	143人程度以上（15人以上）	287人程度以上（30人以上）	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1) の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨又は法 31 の 6②による要請】 ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・(1)の対策の強力な推進	【法 24⑨による要請】 ・(3)の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(3)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・(2)の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・(2)の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開催		・(2)の対策と同様	・(2)の対策と同様	・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対応方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対応方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

令和 3 年 5 月 10 日
香川県健康福祉部薬務感染症対策課
結核・感染症グループ 熊谷、三野
内線：3 2 5 7・3 3 5 0
(0 8 7) 8 3 2-3 8 7 7

、°¥ ß ¼ ~ - Ý « ¢ \$U b \$S Ę& -0£#ì b š f _ X 8 Z

新型コロナウイルス感染症の病床確保計画について、次のとおり変更しましたのでお知らせします。

FãG G F÷Fp& -\$\$ Ę X	,FíFú& -\$\$ Ę X
H H Ę Ę H FÖFñF,5 \$U*ĘH	<u>H H Ę Ę</u> H FÖFñF,5 \$U*...H H Ę

FÆ š f SFÇ



FÆ š f FÇ

B 6 Å\$\$ Ę XB H*...Fp\$í#ÖG% w °G 0[13FÜFÒG G F, 6 ìFù H*... w °G G'/œFÖ\$\$ Ę X